

磐田市教育委員会規則第13号

磐田市県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則及び磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年5月28日

磐田市教育委員会

教 育 長 山 本 敏 治



磐田市県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則及び磐田市
小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

(磐田市県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正)

第1条 磐田市県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成17年磐
田市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

(磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例施行規則の一
部改正)

第2条 磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例施行規則
(平成22年磐田市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2官公署出頭休暇の項中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。